

マイナンバーの通知開始！

10 月から、いよいよ個人番号（マイナンバー）の通知が開始されます。

10 月 5 日時点で住民票のある住所へ、各世帯あてに通知が届きます。簡易書留で配達されるため、不在で受け取れなかった場合には再配達の依頼をする必要があります。放っておくと国へ返送されてしまいますので、必ず受け取るようにしましょう。

マイナンバーの通知対象は、全国で約 5500 万世帯といわれています。発送作業も膨大な量になるため、実際にお手元に届くのは 10 月下旬から 11 月いっぱいくらいになりそうです。まだ届かないといって慌てないようにしてください。

そして事業所としては今後、職員のマイナンバーを収集することが必要になります。その前に、情報の流出・盗難を防ぐための「安全管理措置」を徹底しておくことが重要です。

少なくとも、以下の点はあらかじめ決めておく必要があります。

- ①誰がマイナンバーを扱うのか
- ②どうやってマイナンバーを保管・管理するのか
- ③情報流出・盗難を防ぐ方法はどうか

(PC のパスワード管理やウィルス対策、PC 自体の盗難防止など)

事業所ではこれまでも職員・利用者の個人情報保護に取り組んでこられたことと思います。そのノウハウも生かしながら、より安全で確実な方法を考えていただきたいと思います。

故意ではない情報流出で罰則を受けることはありませんが、社会的信用の問題や、損害賠償など民事責任を問われる可能性はあります。「やれることはやっていた」としっかり説明できる体制を整えておくことが重要です。

残業代の計算方法を教えてください ①

残業（時間外労働）や休日労働をさせるためには、まず、「労働契約や就業規則に、時間外・休日労働をさせ

る定めがされていること」、「労働者代表との協定（いわゆる 36 協定）が締結され、労基署に届けられていること」が必要です。

賃金の割増率は、

- ・時間外労働＝25%
- ・深夜労働（午後 10 時～午前 5 時）＝25%
- ・休日労働＝35%

※時間外＋深夜の場合は 50%（25%＋25%）

休日＋深夜の場合は 60%（35%＋25%）

となっています。

法定労働時間（1 日 8 時間、週 40 時間）を超えた分が時間外労働の対象になりますので、事業所の所定労働時間が 1 日 7 時間であれば、1 日 1 時間分の残業については 25%の割増をする必要はありません。（割増なしの 1 時間分の給与は支払う必要があります）

ただ、給与計算が煩雑になるため、所定労働時間を超えた分についてはすべて割増の対象としている事業所も多くあります。（労働者に有利になる取扱いであり、法的に問題はありません） 次回へ続きます

セミナー第 3 弾を開催します！

当事務所では、「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー」の第 3 弾を、10 月 26 日（松本会場）、10 月 30 日（長野会場）に開催いたします。

今回は、「人が育つ事業所が生き残る！～人材育成戦略とキャリアパスの構築～」と題して、福祉事業所の最重要課題である「職員の育成・定着」、そして処遇改善加算にもつながる「キャリアパス」をテーマにお話しします。

大勢のご参加をお待ちしております！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: mail@sugiyama-sr.net